

総務省政策評価基本計画案の策定について

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）第6条により、行政機関の長は、3年以上5年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画を定めるととされている。

主要な政策については、あらかじめ平成29年度に実施する政策の目標を設定し、平成30年度にその達成状況について評価を実施することから、平成30年度から34年度までを対象期間とする総務省政策評価基本計画を策定するものである。

（施行期日）

平成29年6月以降

（参照条文）

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抜粋）

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～3（略）

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

5（略）